平成２６年（フ）第３６４０号
東京都小平市小川東町１丁目31―10―301
債務者　田中恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６５７号
千葉県市川市本塩10―７―102
債務者　石川　峻介
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６５８号
東京都板橋区新河岸２丁目21―20
債務者　松岡　洋子（旧姓百瀬）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８４号
横浜市磯子区磯子４丁目８番６号　岡田アパート102号
債務者　三上　光男
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２９号
横浜市泉区和泉が丘３丁目19番15号　スプリングヒルズＧ101号
債務者　竹澤　彩加（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３２号
横浜市旭区今宿東町1477番地１　ザ・ステイツヨコハマ304
債務者　臼井　和博
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
栃木県足利市福富町1119番地１　２号室
債務者　太田　守男
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２１号
栃木県足利市福富町1119番地１　２号室
債務者　太田　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１０６号
東京都八王子市叶谷町870番地スモールリバーハウス201号
債務者　江藤　寛之
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５９３号
福岡市博多区博多駅南４丁目９番１号
破産者　松居織物株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５号
札幌市豊平区月寒中央通６丁目３番33―410号
破産者　櫻井　博宣
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
栃木県宇都宮市陽東５丁目10番21号　ふじアパート201号室、前住所栃木県宇都宮市越戸４丁目４番14号
破産者　武藤　信明
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８４号
岡山市北区西辛川512番地７レジデンス一宮202
破産者　伊東　孔子
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４７号
金沢市上荒屋４丁目60番１、商業登記簿上の本店所在地金沢市上荒屋４丁目214番地
破産者　株式会社サンデル
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５８号
長野県長野市南千歳１丁目８番地５
破産者　伊藤花菱株式会社
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
愛知県豊橋市中岩田５丁目１番地の９
破産者　有限会社三和
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２４号
兵庫県淡路市大谷946番地の２
破産者　有限会社北門青果
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係